

県連・救済申立処理委員会について概要説明

日本連盟指導基本規定(1～17条の規定)の前文

この規定は、日本連盟及びこれに加盟する傘下の団体並びに加盟者がソフトテニスに関する活動に際して、個人の人格の尊厳を確立し、これに基づきソフトテニス活動に関する参加者の人格及び技能を最大限に発達させることを図り、その能力が公平に発揮できることを確保しなければならない

救済申立処理委員会規程

この規定は、日本連盟が別に定める指導規程基本違反により生じた被害を救済しアスリートと当連盟の組織の尊厳を守るために違反者に対する必要な処分をすることを定めるために制定する。

- 1) 委員の選任・・・委員は支部長が指名して選任する。
- 2) 申立処理委員会委員数及び構成
委員数 3名ないし5名以内(3名以上の場合は支部役員以外を選出の事)
構成 委員は少なくとも下記のものを含まなければならない。
* 第三者外部委員1名(連盟・支部役員及び現役選手以外の者)
* 支部役員1名(連盟支部の役員)
* 支部代表選手経験者1名

- 3) 委員長 1名・・・委員の中から支部長が指名して委嘱する。
- 4) 副委員長 1名・・・委員の中から支部長が指名して委嘱する。
- 5) 担当委員 * 事務局担当1名
* 普及委員4名程度

任期 4年間

定例委員会 毎年4月支部長が指定する日
委員会の招集は委員長が行う。

- 6) 申立処理委員会の職務
委員会の職務については、国家権力による強制力は持たないので相手方指導者の指導行為を停止させたり損害賠償等を処理する委員会ではありません。
強制力を持って実現する場合は、一般の裁判手続となります。
支部委員会として行う救済は、調停と勧告が基本となります。これを受け入れるか拒否するかは当事者の意思によります。こうした被害の発生を一般的に出来るだけ防止するために、組織としての処分が重要になります。

申立人の申し立て・申告を受理し下記の事項の職務を行う。

調査 申立人・相手側の主張の聴取・事実関係の調査。
調停 被害に対する善後処理を調停
勧告 被害等の拡大を防ぐための、暫定的な処置・解決する和解案作成。
処分 ・活動停止・自粛勧告・厳重注意・指導・不処分等の裁定

処分の通知・処置の勧告・支部長報告
不服申し立ての処理・・・日本連盟への送致

- 7) 普及委員の役割
各地区において、この制度の周知を図ると共に規定違反や被害を受けている人の相談に応じ、救済手続きを手助してあげること、また支部内で規定違反等があれば自ら申し立てを行うこと。

島根県連・救済申立処理委員会(組織)

平成26年4月1日

